

## 高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が介護福祉機器及び福祉用具を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に関する補助対象事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率等は、別表第1に定めるとおりとし、同表の補助基準額欄に定める額と同表の補助対象経費欄に定める額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、次に該当する経費は補助の対象としない。

- (1) 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの
- (2) 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- (3) 商品として販売し、又は賃貸する目的で購入したもの
- (4) 資本的及び経済的関連性がある事業主間等の取引によるもの
- (5) 保険料、メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の維持管理に係る経費
- (6) その他補助事業として適当であると認められないもの

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であるとき。
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
  - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
  - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
  - エ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(グリーン購入)

第8条 補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第3号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入りが生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 前項により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| 補助対象事業者                                                                                                                               | 補助対象経費                                                                                                                                                                                  | 補助要件                                                                                                                                                                                                                                                     | 補助基準額                  | 補助率              | 補助限度額                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|-----------------------|
| <p>1 高齢者関係</p> <p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。）のうち、介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービスを提供している法人（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）</p> | <p>1 高さ調節機能付き電動ベッド</p> <p>2 跳ね上げ式、ティルト式及びリクライニング式等の移乗が容易な車椅子（シャワー用を含む。）</p> <p>3 福祉用具</p> <p>（ア）移乗用ボード</p> <p>（イ）移乗用シート・シート</p> <p>（ウ）移乗用グローブ</p> <p>（エ）自立型てすり及び低作業用チェア等、作業姿勢を補助する用</p> | <p>次の 1 から 4 までの要件全てを満たすもの</p> <p>1 購入費用の合計が 10 万円以上であること。</p> <p>2 原則、当該年度の 1 月末日までに納品されていること。</p> <p>3 福祉用具への補助については、1 法人 1 回の申請を限度とする。</p> <p>4 電動ベッド及び車椅子については、高さ調節機能付き電動ベッド並びに跳ね上げ式車椅子、ティルト式、リクライニング式等の移乗が容易な車椅子（シャワー用を含む）でないものからの買い換えのみを対象とする。</p> | <p>1 事業所当たり 120 万円</p> | <p>2 分の 1 以内</p> | <p>1 事業所当たり 60 万円</p> |

| 補助対象事業者                                                                                                                                                                                                                                                         | 補助対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 補助要件                                                                                                                                                                                                                                                 | 補助基準額                  | 補助率              | 補助限度額                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|-----------------------|
| <p>2 障害児・者関係</p> <p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。）のうち、障害者総合支援法、児童福祉法による指定又は許可を受け、以下の施設や事業等を運営している法人。</p> <p>（１）障害者支援施設</p> <p>（２）障害児入所施設</p> <p>（３）居宅介護</p> <p>（４）重度訪問介護</p> <p>（５）共同生活援助</p> <p>（６）短期入所</p> <p>（７）療養介護</p> <p>（８）生活介護</p> <p>（９）自立訓練</p> | <p>1 高さ調節機能付き電動ベッド</p> <p>2 跳ね上げ式、ティルト式及びリクライニング式等の移乗が容易な車椅子（シャワー用を含む。）</p> <p>3 移動・昇降用リフト</p> <p>※自動車用車いすリフトを除く。</p> <p>※同時に購入またはリースする吊り具（スリングシート）等、職員の身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含む。</p> <p>4 昇降式の浴室ストレッチャー</p> <p>5 福祉用具</p> <p>（ア）移乗用ボード</p> <p>（イ）移乗用シート・シート</p> <p>（ウ）移乗用グローブ</p> <p>（エ）自立型てすり及び低作業用チェア等、作業姿勢を補助する用具</p> | <p>次の１から４までの要件全てを満たすもの</p> <p>1 購入費用の合計が 10 万円以上であること。</p> <p>2 原則、当該年度の 1 月末日までに納品されていること。</p> <p>3 福祉用具への補助については、1 法人 1 回の申請を限度とする。</p> <p>4 電動ベッド及び車椅子については、高さ調節機能付き電動ベッド並びに跳ね上げ式車椅子、ティルト式、リクライニング式等の移乗が容易な車椅子（シャワー用を含む）でないものからの買い換えのみを対象とする。</p> | <p>1 事業所当たり 120 万円</p> | <p>2 分の 1 以内</p> | <p>1 事業所当たり 60 万円</p> |

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。